

第82回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月28日 (水曜日) 午前10時

開催場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ 4階 渋谷ソラスタコンファレンス 4A

第82回定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会会場ご案内図

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締

役を除く。) 6名選任の件

法令及び当社定款第18条の規定に基づき 電子提供措置事項から 一部を除いた書 面をご送付しております。

株式会社ナカヨ

証券コード:6715

証券コード6715 2023年6月12日 (電子提供措置の開始日2023年6月5日)

株主各位

群馬県前橋市総社町一丁目3番2号 **株式会社ナカヨ** 代表取締役社長 貫 井 俊 明

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第82回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (https://www.nyc.co.jp/ir/sokai.html)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト





上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、書面又はインターネットによっても議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示いただき、2023年6月27日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

- 1. 日 時 2023年6月28日 (水曜日) 午前10時
- 2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

渋谷ソラスタ 4階

渋谷ソラスタコンファレンス 4A

(会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参 照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第82期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類 並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第82期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる 議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容 を有効とさせていただきます。

以上

[◎] 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に必ずご提出ください。また、議事 資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

[◎] 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。その場合は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

[◎] 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

[◎] ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、「連結注記表」「個別注記表」を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

【議決権行使についてのご案内】

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。 議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、本定時株主総会当日に**会場受付にご提出**ください。 (ご捺印は不要です。)

また、本招集ご通知をご持参ください。

日時

2023年6月28日(水曜日)午前10時

場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ 4階 渋谷ソラスタコンファレンス 4A

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

2. 書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月27日(火曜日)午後5時30分まで

3. インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

<u> 行使期限</u> 2023年6月27日(火曜日)午後5時30分まで

Λ

スマートフォンをご利用の株主様 スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」 の入力が不要です。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2023年6月27日(火) 午後5時30分まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

1. QRコードを読み取る



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」 「仮パスワード」の入力が不要です。

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

2回目以降のログインの際は…

次頁の記載のご案内に従ってログインしてください。

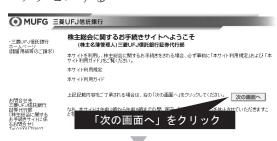
2. 画面の案内に従って賛否をご入力する





ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトに アクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の 副票(右側)に記載された「ログイン ID」及び「仮パスワード」を入力



3. 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード(確認用)」 の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否を ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

https://evote.tr.mufg.jp/



ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり 議決権行使をされた場合は、最後に行われ た議決権行使の内容を有効として取り扱わ せていただきます。

【議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて】

三菱UFI信託銀行株式会社証券代行部

oo_® 0120-173-027

(通話料無料、受付時間:午前9時~午後9時)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、業績に応じた配当の実現と市場競争力の維持や収益の向上に不可欠な設備投資、研究開発等を実行するための内部資金の確保を念頭に、財政状態、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案し、連結配当性向30%程度を目安に、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当社の期末配当につきましては、この基本方針及び当期の業績と今後の事業展開を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき 20円 総額 89,144,040円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月29日

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(6名)は本総会の終結の時を もって任期満了となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名の選任をお願い するものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

				•		
候補者番号	氏	名 —————	現在の地位及び担当等	属性		
1	貫井	俊明	代表取締役社長	再 任		
2	原	和弘	取締役 常務執行役員 業務本部長	再 任		
3	岩本	***b** 修	取締役 常務執行役員 管理統括本部長 NYCソリューションズ㈱取締役 中輿香港有限公司董事	再 任		
4	石川	智之	常務執行役員 ソリューション営業本部長 NYCソリューションズ(㈱取締役	新 任		
5	大西	俊彦	社外取締役	再任社外独立		
6	荒井	功	社外取締役	再任社外独立		
再 任 再任取締	行行 经	新任取締役	安候補者 社外 社外取締役候補者 独立			

貫井 俊明

再 任

生年月日

13/13回

1963年3月3日 **所有する当社株式の数** 12,814株 取締役在任年数 5年 取締役会出席状況

略歴、当社における地位、担当

1985年4月当社入社

2005年6月ナカヨ電子サービス㈱執行役員 新市場開拓部長

2011年1月同社執行役員 東京支店長

2016年7月当社執行役員 第一営業部長

2017年6月当社常務執行役員 営業統括本部長、第一営業部長、西日本支社長

2017年6月ナカヨ電子サービス㈱取締役

2017年6月 NYCソリューションズ㈱取締役

2018年6月当社取締役 常務執行役員 営業統括本部長、第一営業部長、西日本支社長

2018年7月当社取締役 常務執行役員 営業統括本部長、西日本支社長2022年6月当社代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

貫井俊明氏は、当社代表取締役社長として経営全般に関する豊富な経験と実績を有しております。今後も経験と実績を活かし、当社の持続的な成長と企業価値向上及び取締役会の監督機能強化に期待できることから選任をお願いするものであります。

はら

かず ひろ

原

和弘

再 任

生年月日 1962年11月18日 所有する当社株式の数 8,659株 取締役在任年数 4年

取締役会出席状況 13/13回

略歴、当社における地位、担当

1981年4月 当社入社

2012年5月 当社生産技術部長

2014年6月 当社執行役員 生産技術部長

2016年4月 当社執行役員 生産技術部長、精機部長

2017年4月 当社執行役員 生産技術部長、精機部長、ものづくりサポートセンター長

2018年6月 当社常務執行役員 業務本部長、生産技術部長、精機部長、ものづく りサポートセンター長

2018年10月 当社常務執行役員 業務本部長

2019年6月 当社取締役 常務執行役員 業務本部長 (現任)

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

原和弘氏は、生産部門全体を指揮し担当役員を務めるなど、経営全般に関する 豊富な経験と実績を有しております。今後も経験と実績を活かし、当社の持続 的な成長と企業価値向上及び取締役会の監督機能強化に期待できることから選 任をお願いするものであります。

いわ もと

おさむ

岩本修

再 任

生年月日

1962年4月22日 **所有する当社株式の数** 5,119株

取締役在任年数

1年

取締役会出席状況 10/10回 略歴、当社における地位、担当

1988年12月 当社入社

2005年3月当社経理部長

2009年7月 当社財務経理部長

2010年8月 当社総務労政部長

2013年6月 当社執行役員 財務経理部長、管理業務部長

2014年6月 ナカヨ電子サービス㈱取締役

2014年6月 NYCソリューションズ(株)取締役 (現任)

2021年6月 当社常務執行役員 財務経理部長

2022年6月 当社取締役 常務執行役員 管理統括本部長 (現任)

2022年6月中輿香港有限公司董事(現任)

重要な兼職の状況

NYCソリューションズ(㈱取締役中央香港有限公司董事

取締役候補者とした理由

岩本修氏は、管理部門全体を指揮し担当役員を務めるなど、経営全般に関する 豊富な経験と実績を有しております。今後も経験と実績を活かし、当社の持続 的な成長と企業価値向上及び取締役会の監督機能強化に期待できることから選 任をお願いするものであります。

いし かわ

石川 智之

新 任

生年月日 1960年6月12日 所有する当社株式の数 3,977株 取締役在任年数

取締役会出席状況

一年

略歴、当社における地位、担当

1984年4月 当社入社

2010年12月 ナカヨ電子サービス㈱執行役員 西地区営業統括部長

2011年1月 同社執行役員 営業統括本部関西支店長

2012年6月 同社取締役 執行役員 西日本営業統括担当、関西支店長

2013年7月 同社取締役 執行役員 東日本営業統括担当、東京支店長

2014年9月 同社取締役 執行役員 ビジネスパートナー本部長、ビジネスパートナー部長

2017年8月 同社代表取締役社長 社長執行役員、ビジネスパートナー本部長、ビジネスパートナー部長、サービス部長、業務部長

2018年4月 同社代表取締役社長 社長執行役員、業務部長

2018年6月 NYCソリューションズ㈱取締役 (現任)

2019年1月 同社代表取締役社長 社長執行役員

2023年4月 当社常務執行役員 ソリューション営業本部長 (現任)

重要な兼職の状況

NYCソリューションズ㈱取締役

取締役候補者とした理由

石川智之氏は、営業部門を長く経験し担当執行役員を務めるなど、営業部門全般に関する豊富な経験と実績を有しております。今後も経験と実績を活かし、当社の持続的な成長と企業価値向上及び取締役会の監督機能強化に期待できることから選任をお願いするものであります。

大西

俊彦

再 任
社 外
独 立

生年月日

1955年7月25日 **所有する当社株式の数** 一株 取締役在任年数 1年 取締役会出席状況 10/10回

略歴、当社における地位、担当

1979年4月 ソニー㈱(現ソニーグループ㈱)入社

1987年3月 同社情報システム海外営業本部 欧米地域営業部長

1997年2月 SONY Electronics, Inc. バイス・プレジデント

1999年5月 SONY Hong Kong マネージングディレクター

2002年3月 ソニー㈱事業本部ビジネス企画部門長、システム事業部長

2008年5月 SONY Electronics, Inc. PSA プレジデント

2012年6月 ソニー㈱業務執行役員 SVP プロフェッショナル・ソリューション事業本部 副本部長

2013年8月 ソニービジネスソリューションズ㈱取締役

2014年7月 フェリカネットワークス㈱取締役

2022年6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大西俊彦氏は、海外事業についての豊富な知識・経験と企業経営に関する幅広い見識を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、企業経営者としての豊富なビジネス経験を活かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。

あら い

いさお

荒井 功

再 任 社 外 独 立

生年月日 1956年9月9日 所有する当社株式の数 一株 取締役在任年数 1年 取締役会出席状況 10/10回

略歴、当社における地位、担当

1980年4月 日本電信電話公社入社

2007年4月 ㈱エヌ・ティ・ティ・データ公共システム事業本部 事業部長

2009年6月 同社執行役員 グローバルITサービスカンパニー事業本部長

2012年4月 同社執行役員 エンタープライズITサービスカンパニー事業本部長

2012年7月 ㈱NTTデータグローバルソリューションズ代表取締役

2015年6月 ㈱エヌ・ティ・ティ・データ・ビジネスブレインズ代表取締役社長

2015年6月 ㈱エヌ・ティ・ティ・データ・オーロラ代表取締役社長

2017年6月 NTTデータマネジメントサービス㈱代表取締役

2022年6月 当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

荒井功氏は、ITに関する豊富な知識・経験と企業経営に関する幅広い見識を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、企業経営者としての豊富なビジネス経験を活かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 大西俊彦及び荒井功の両氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、大西俊彦及び荒井功の両氏が取締役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出を行う予定であります。
 - 4. 当社は、大西俊彦及び荒井功の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
 - 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることになり、また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の23頁に記載のとおりです。

以上

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が徐々に緩和されており、社会経済活動の正常化が進んでおります。一方、資源価格の上昇や円安による物価上昇が続いており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの関連するICT市場について、Society 5.0の実現に向けてIoTやAIを活用した製品・サービスの高度化等、技術革新と共に新たなビジネスの躍進が見込まれております。しかしながら、ボタン電話や構内用電子交換機などのビジネス関連機器は、部材不足の影響が続いており、生産活動が低調となっております。

このような状況下で、当社グループは2021年4月からスタートした「第五次中期経営計画」において、「ハードウエア・ソフトウエアとサービスによる価値創造により、お客様の事業発展と社員幸福を目指す」という経営ビジョンに基づき、持続的な成長と中期的な企業価値の向上を見据えて事業分類を見直し、従来からの事業の柱であるビジネスホンのさらなる展開に加え、新たな事業基盤の確立に取り組んでおります。特に、新たな事業基盤として、情報伝送技術と製造能力にITを融合させた事業「スマートX事業」に経営資源を重点配分しており、当社グループの強みとする音声・画像等の情報伝達技術や製造能力を活用した製品・サービスの創出に取り組んでおります。

また、製販一体によるシナジー効果を発揮し事業の合理化、市場での競争力を 高めるため、2023年4月に連結子会社のナカョ電子サービス株式会社を吸収合併 しました。事業規模の拡大とグループ経営の最適化による経営体質の強化を図っ てまいります。

SDGsへの取り組みとして、すべての従業員が能力を十分に発揮できるよう、誰もが仕事と生活の調和がとれた働き方ができる環境づくりを推進し、制度拡充や利用しやすい環境づくりを図り、この度、群馬県より「令和4年度 いきいきGカ

ンパニー優良事業所」として当社が両立支援部門で優秀賞を受賞しました。引き続きSDGsへの取り組みを通じて社会貢献に寄与すべく事業の推進を行ってまいります。

新製品につきまして、テレワーク機能の強化と医療・介護系業務との連携を強化した新デザインのビジネスホン、IPテレフォニーシステム「NYC-Xシリーズ」を発売しております。本製品は、ボタン部などの塗装の廃止やボタン部の表示を従来のシルク印刷からレーザー発色を採用するなど、塗装レス、インクレスを実施し、従来製品よりも部品点数の低減を行ったことで、リサイクル性を向上させており、SDGsにも寄与した製品となっております。また、落雷対策、リチウムイオンバッテリーを搭載したUPS(無停電電源装置)「UPS-LiB360N II /LiB1000N II 」を発売しました。本製品は、コールドスタート機能が搭載されており、非常時でも蓄電池として使用可能で、災害時でも安心して長時間システムの運用が可能な製品となります。引き続き、お客様目線での製品開発を行い、新しい製品やサービスを提供してまいります。

生産活動につきまして、一部部材において入手困難な状況が継続しており、調達先の現状把握と納入可否の確認を行い、生産維持に努めました。販売活動につきましては、取引先で製品切替えに伴う納入調整等の影響により主力製品であるビジネスホンの販売が低調に推移しました。

当連結会計年度の業績については、部材不足及び取引先の納入調整による減産の影響を受け売上高17,086百万円(前期比8.1%減)になりました。利益面については、価格転嫁を行っているものの部材価格の高騰による調達費用の増加と急激なインフラ費用の増加により、営業損失974百万円(前連結会計年度は営業利益86百万円)、経常損失858百万円(前連結会計年度は経常利益218百万円)、投資有価証券売却益を計上したため、親会社株主に帰属する当期純損失は708百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益281百万円)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、グループの製造拠点である当社工場設備への投資が大半を 占めており、設備投資等の総額は715百万円であります。内訳としては、主に製品 用ソフトウエア、金型、検査装置等への投資となります。

(3) 資金調達の状況

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関3行と総額1,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、2021年4月から3ヵ年の第五次中期経営計画を策定し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を見据えて事業分類を見直し、従来からの事業の柱であるビジネスホンのさらなる展開に加え、新たな事業基盤の確立に取り組んでおります。第五次中期経営計画の最終年度は、ESGやSDGsへの取り組みを重要な経営課題としており、資本コストや株価も意識した経営の実現を推進してまいります。

当事業年度は、部材価格やエネルギーコストの高騰、部材調達難などの外部環境の影響があったものの、継続的な原価低減活動と価格転嫁により、改善方向に向かっております。

今後、当社グループといたしましては、レガシー事業における収益性を維持継続しながら自社ブランドでの製品開発・販売に重点を置き、新たな事業基盤として、これまでにない付加価値の提供を目指し、情報技術にコミュニケーションを融合した「スマートX事業」の製品・サービスの創出に経営資産を重点配分して進めていきます。また、自社開発以外のVD商品の検討・提案やストックビジネスの拡大も推進いたします。

一方で、第2期スマートファクトリー化により業務を自動化・効率化・最適化して製造原価の低減を推進するとともに安定的な部材調達に対しても継続して取り組み、生産・出荷への影響を最小限に留めるべく対応してまいります。

さらに、2023年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるナカヨ電子サービス株式会社を吸収合併いたしました。これにより組織の活性化を図るとともに、製販一体によるシナジー効果を発揮し、事業の合理化、市場における競争力の優位性を高めることによる事業規模の拡大、グループ経営の最適化による経営体質の強化をよりいっそう進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区	,	分	第79期 (2020年3月期)	第80期 (2021年3月期)	第81期 (2022年3月期)	第82期 (当連結会計年度) (2023年 3 月期)
売 上	高	(百万円)	17, 735	17, 663	18, 587	17, 086
経常利益又は 失(△)	経常損	(百万円)	449	495	218	△858
親会社株主に る当期純利益 会社株主に帰 当期純損失(2	又は親	(百万円)	253	271	281	△708
1株当たり当 益又は1株当 期純損失(△)		(円)	57. 25	61.35	63. 31	△159. 00
総資	産	(百万円)	22, 580	24, 228	24, 322	22, 392
純 資	産	(百万円)	17, 731	18, 522	18, 274	16, 895
1株当たり純	資産額	(円)	4, 006. 62	4, 176. 80	4, 112. 01	3, 790. 70

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第81期の期首から適用しており、第81期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社との関係
 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	所	在	地	資	本	金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
ナカヨ電子サービス株式会社		東京都港区		100	100百万円		100.0%	通信機器の販売及び工 事・保守		
NYCソリュ	ーションズ	朱式会社	東京都	都港[<u> </u>	30	百万	円	100.0% (55.0%)	情報通信端末機器の販 売及び工事・保守

(注) 議決権比率の() 内は、間接所有割合を内数で記載しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(2023年3月31日現在)

当社グループは主として下記の製品の製造、販売を行っております。

製品区分	主 要 製 品
ワイヤードネットワーク機器	デジタルボタン電話装置(ビジネスホン)、IP電話機、ISDN対応ターミナルアダプタ、構内交換装置、通報装置、DSU・ONU関連機器等
ワイヤレスネットワーク機器	事業所用コードレス電話機、IoT/M2M関連等
サービス&サポート	保守・工事、EMS事業、ソフト開発、プレス用金型、モールド用 金型等

(8) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

名 称		所 在 地			
本社及び前橋工	場	群馬県前橋市			
群 馬 工	場				
東 京 本	社	東京都港区			
情報技術研究	所	果 尽即佟色			
西日本支	社	大阪府大阪市			
北日本事業	所	秋田県能代市			

② 主要な子会社

重要な子会社の状況に記載のとおりです。

(9) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

- (10) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)
 - ① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
746名	9名減

(注) 上記の他、臨時雇用者が期中平均で62名おります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数		
597名	8名減	44.4歳	18.8年		

(注) 上記の他、臨時雇用者が期中平均で61名おります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 19,179,800株

(2) 発行済株式の総数 4,794,963株(自己株式337,761株を含む。)

(3) 株主総数 2,792名(前期末比122名減)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
あいホールディングス株式会社	375	8. 4
光通信株式会社	331	7. 4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	254	5. 7
ナカヨ従業員持株会	206	4.6
株式会社みずほ銀行	200	4. 5
株式会社UH Partners 2	136	3. 1
群馬土地株式会社	102	2.3
神田通信機株式会社	89	2. 0
株式会社グローセル	86	1. 9
学校法人東海大学	84	1. 9

⁽注) 当社は、自己株式337,761株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に交付した株式報酬の状況

区 分	株式数	交付を受けた者の人数
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)	11,566株	4名

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の氏名等(2023年3月31日現在)

地	Ī.	位	E	E	4	Z	担当及び重要な兼職の状況
代表	取締役	社長	貫	井	俊	明	
取	締	役	原		和	弘	常務執行役員業務本部長
取	締	役	小屋	配原	寿	明	常務執行役員開発推進本部長
取	締	役	岩	本		修	常務執行役員管理統括本部長 ナカヨ電子サービス株式会社取締役 NYCソリューションズ株式会社取締役 中與香港有限公司董事
取	締	役	大	西	俊	彦	
取	締	役	荒	井		功	
取 (常勤	締 加監査等	役 委員)	政	田	朴	之	
取 (監 2	締 査 等 委	役 [[] 員)	土	屋	和	雄	
取 (監 2	締 査 等 委	役 (* 員)	加	藤	正	憲	加藤公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役 大西俊彦氏、荒井功氏、土屋和雄氏及び加藤正憲氏は、社外取締役であります。
 - 2. 当社は、情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門との十分な連携を可能にし、監査等委員会の監査の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
 - 3. 監査等委員 加藤正憲氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 社外取締役 大西俊彦氏、荒井功氏、土屋和雄氏及び加藤正憲氏は、東京証券取引所の定めに基づく 独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
 - 5. 当事業年度中の取締役の異動
 - (1) 2022年6月23日開催の第81回定時株主総会において、新たに小屋原寿明氏、岩本修氏、大西俊彦 氏及び荒井功氏が取締役に選任され、就任いたしました。
 - (2) 2022年6月23日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって、谷本佳己氏、加藤英明氏、北寿郎 氏及び江口武夫氏は取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)、監査役、執行役員、管理職従業員であり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる損害賠償金や争訟費用等が補填されることになります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保 険者が違法に利益又は便宜を得たことに起因する損害等については、補填されな い等の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等の額

区	\wedge	報酬等の 総額	報酬等	報酬等の種類別の総額(百万円)						
	分	(百万円)	基本報	酬	業績連動報酬等	非金銭報	酬等	役員の員数 (人)		
取 締 (監査等委員 (うち社外耳		102 (9)		(0 (9)	19 (—)		12 (-)	10 (4)		
取 締 (監査等 (うち社外耳		19 (9)	_	9 (9)	_			3 (2)		

(5) 業績連動報酬等に関する事項

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対して、業績給を支給しております。業績給は、業績目標達成と持続的な成長を重視する観点から、連結売上高、連結営業利益、ROEの3種類を指標として採用し、17,086百万円(連結売上高)、△974百万円(連結営業利益)、△4.0%(ROE)の実績となりました。支給率については、それぞれの指標における年度予算の目標達成率及び対前年度比から支給率を決める評価指数を算定し、あらかじめ定められた基準額に乗ずることで、支給額が決定された後、当該額を12分割した額を1年間にわたり毎月支払うものとします。

(6) 非金銭報酬等の内容

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対して、譲渡制限付株式報酬を支給しております。譲渡制限付株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブの付与及び株主の皆様との一層の価値共有化を図ることを目的に、基準額を報酬額決定の取締役会前営業日の株価で計算し当社株式数を譲渡制限付で毎年7月に交付しております。また、当社は、対象取締役が譲渡制限期間中に社内規程等への重大な違反行為等を行った場合、交付した譲渡制限付株式報酬の全部又は一部の返還を請求できる制度を設けております。交付状況については、2. 株式に関する事項に記載のとおりです。

(7) 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

当社取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2020年6月25日開催の第79回定時株主総会において年額180百万円以内(うち、社外取締役10百万円以内、譲渡制限付株式40百万円以内)と決議しております。(ただし、使用人兼務取締役の使用人分は含まないものとする。)当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役2名)です。

当社取締役(監査等委員である取締役)の報酬限度額は、2020年6月25日開催の第79回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役)の員数は3名(うち、社外取締役2名)です。

— 24 —

(8) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

コーポレートガバナンスの基本方針に基づき、企業価値の持続的な成長を図るべく、当社の取締役の報酬等の原案作成を報酬委員会に諮問し、報酬委員会から答申された内容を踏まえ、2021年2月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針(以下、「決定方針」という。)を決議しております。

②決定方針の内容の概要

取締役の報酬については、同規模の他企業との比較及び業績、職責、成果等を踏まえた水準とし、毎月の金銭報酬である固定給のほか、年度ごとの業績に連動する業績給、中長期的な企業価値に連動する譲渡制限付株式報酬で構成されています。各取締役の報酬額については、一般取締役の報酬額を基準とし、役職ごとに報酬額を決定しております。また、役職が上がるにつれて、固定給の割合を減らし、業績給及び譲渡制限付株式報酬の割合を増やす方針です。なお、業務執行から独立した社外取締役及び監査等委員である取締役は固定報酬のみとしています。

報	酬	0	種	類	代	表	取	締	役	役	付	取	締	役	一般取締役
固		定		給			55%	1				65%			70%
業	績 給	(基	準	値)			30%	1				21%			17%
譲	渡制限	付材	未式靠	報 酬			15%	1				14%			13%

③取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断 した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、公正性、透明性、客観性と説明責任を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、報酬委員会にて審議・承認した報酬案を尊重し、取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(9) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地 位		氏	. 1 7	名	,]	重要な兼職の状況		当社との関係
取締役 (監査等委員)		加	藤	正	憲	加藤公認会計士事務所	代表	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動内容

区 分	氏 名	出席状況	発言状況及び期待される役割に 関して行った職務の概要
取締役	大西 俊彦	取締役会 10回中10回	経験豊富な経営者の視点から、議案 審議等に必要な発言を適宜行っております。また、報酬委員会の委員長 を務め、独立した客観的な立場から 経営陣の監督に務めております。
取締役	荒井功	取締役会 10回中10回	経験豊富な経営者の視点から、議案 審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会の委員長 を務め、独立した客観的な立場から 経営陣の監督に務めております。
取締役(監査等委員)	土屋 和雄	取締役会 13回中13回 監査等委員会14回中14回	経験豊富な経営者の視点から、議案 審議等に必要な発言を適宜行っております。また、企業経営に携わった 豊富な経験と幅広い見識を活かし、 当社の監査においてその職務を適切 に遂行していただいております。
取締役 (監査等委員)	加藤正憲	取締役会 13回中13回 監査等委員会14回中14回	公認会計士の専門的見地から、議案 審議等に必要な発言を適宜行っております。また、長年にわたり数社の 取締役、監査役を務め、経営に携わってきた経験を活かし、当社の監査 においてその職務を適切に遂行して いただいております。

③ 当社の子会社の役員を兼任している場合の子会社からの役員報酬等の総額 該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の 合計額	31百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算 出根拠等などが適切かどうかについて検討をした結果、会計監査人の報酬等の額について同意して おります。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条 第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該内容の議案を株主総会に提出することとします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査等委員全員の合意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、選定監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

6. 会社の体制及び方針

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針(「内部統制システムの整備に関する基本方針」)について、以下のとおり決議しております。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①「企業行動憲章」及び「従業員行動指針」並びに「リスク・コンプライアンス 規程」を定め、取締役及び使用人が法令、定款、社内規程、企業倫理を遵守す るための体制を整え、教育活動等を行い、違反行為を未然に防止する。
- ②代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を組織し、 コンプライアンスにかかる対策等を検討し、社内に浸透させ、コンプライアン スの強化を図る。
- ③取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、法令遵守ツールにより自らの行動を点検し、定期的に監査等委員会に報告する。
- ④法務監査部は、内部監査の一環としてコンプライアンスの状況を定期的に監査、 評価し、社長及び監査等委員会に報告する。
- ⑤法令や定款等に違反する不正行為を発見した使用人等は、「内部通報制度規程」 に基づく内部通報制度により、速やかに通報窓口に通報する。
- ⑥「財務報告に係る内部統制に関する基本方針及び計画」を制定し、これに基づき業務を運用し、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令 及び「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理する。
- ②保管する文書等は、取締役から閲覧の要請があった場合には速やかに提出することとする。
- ③「情報セキュリティ基本方針」を定め、関連諸規程を整備し、情報資産を適切 に管理し、信頼を確保する社会的な責務を認識し情報セキュリティの維持向上 を図る。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理体制の基礎として「リスク・コンプライアンス規程」に基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置し、ナカヨグループ企業全体のリスクマネジメント体制を整備する。
- ②認識された各リスクに対してリスク管理責任者を決定し、規程に従って適切な リスクマネジメント体制を整備する。 また、リスク管理責任者は各々が担当するリスクについて、そのマネジメント 体制の監督と、定期的な見直しを行う。
- ③不測の事態が発生した場合、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、 必要に応じて顧問弁護士等外部の有識者からのアドバイスを受け迅速な対応を 行い、損失を最小限に止める体制をとる。

また、不測の事態に対する事業継続計画を立案する。

④法務監査部は、内部監査の一環としてリスクマネジメントの状況を定期的に監査、評価し、社長及び監査等委員会に報告する。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため の体制

①執行役員制度の下で、経営と業務執行の分離、責任と権限の明確化を図り、取締役会が経営戦略の策定や業務執行状況の監督等、本来の機能に専念できる体制を整備する。

また、取締役の人数を適正規模とすることで的確かつ迅速な意思決定を行う。

- ②原則として毎月1回取締役会を開催し、重要事項の決定、業務執行状況の監督等を行う。さらに必要に応じて臨時に取締役会を開催する。
- ③取締役会は中期経営計画、年度予算を策定し、全社的な目標を設定し明確化する。
- ④取締役と執行役員で構成される常務会を毎週定例で開催し、経営戦略の立案や 経営全般についての審議を通じ、執行役員業務と取締役業務の連携を図る。

(5) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「企業行動憲章」及び「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理を適切に行う体制を整備し、経営状況に関する報告を受けるものとする。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を専従して補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議し、専従して補助する使用人を置く。

(7) 前号の使用人の当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立 性に関する事項

当該使用人は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保する。

- (8) 監査等委員会の前6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 当該使用人は、監査等委員会の指揮命令の下に職務を行うものとする。
- (9) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等が監査等委員会に報告する体制
- ①当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、業務又は業績に影響を与える事項及び法令で定める事項等については、監査等委員会に都度、速やかに報告するものとする。
- ②監査等委員会は必要に応じて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び 使用人に対して報告を求めることができる。

(10) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査 等委員会に報告するための体制

- ①子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務又は業績に影響を与える事項及び法令で定める事項等については、監査等委員会に都度、速やかに報告するものとする。
- ②監査等委員会は必要に応じて、子会社の取締役等に対して報告を求めることができる。

(11) 前9号及び10号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、前9号及び10号により報告した者に対して、当該報告した ことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(12) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の請求を行ったときは、当該 監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、迅速に対応を する。

(13) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員は、業務の執行状況を把握するため、社内の主要な会議に出席できる。
- ②監査等委員会は、主要な稟議書その他の業務執行に関する記録を閲覧し、必要 に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。
- ③監査等委員会は、法務監査部との意見、情報交換を通して連携を図り、実効的な監査業務を行い、必要に応じて報告を法務監査部に求める。
- ④監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合の場を持ち、意見、情報交換を行い、必要に応じて報告を求める。
- ⑤代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合の場を持ち、監査上の重要課題等 について意見交換を行う。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ①善良なる企業市民として各種法令や社会的規範及び会社規程を遵守し、道徳観をもって社会的秩序維持に努めるとともに、反社会的な勢力及び団体に対しては、社会的正義を強く認識して対応する。
- ②基本的な考え方を掲げた「企業行動憲章」及び「従業員行動指針」を社内掲示するとともに携帯カードにして全グループ社員へ配布周知し、またホームページ上への開示を通じ社内外へ宣言するとともに、外部専門機関との連携を含む社内体制を整備し、契約書、利用規約などの見直しを行い、併せて有事の場合の対応方針を整備する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する事項

当社及び子会社の役員及び使用人の行動の適正性を確保するために、企業理念、企業行動憲章、従業員行動指針、行動規範の周知、意識付けの徹底をしております。

リスク・コンプライアンス委員会において、コンプライアンス事案及び内部通報事案の報告を行い、問題点の共有と対応策の検討を行っております。また、取締役及び使用人に対して、コンプライアンス教育を実施しております。

取締役は、法令遵守ツールにより自らの行動を点検し、定期的に監査等委員会へ報告しております。

(2) リスク管理に関する事項

当社及び子会社のリスク・コンプライアンス規程に基づき、リスク管理責任者を定めております。リスク・コンプライアンス委員会では、各担当部門におけるリスクを明確にするとともに、認識されたリスクに対し評価、分析を行い、対策等を検討することで、リスクの低減及びその未然防止を図っております。

(3) 内部監査に関する事項

内部監査を担当する法務監査部は、子会社管理等のモニタリングを通じ、グループ全体の法令、社内規程等の遵守体制並びにコンプライアンス及びリスク管理に関する状況を監査、評価し、監査結果を社長及び監査等委員会に報告しております。

(4) 取締役の職務執行に関する事項

取締役会は毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督等を行っており、当事業年度は、13回開催しております。

(5) 監査等委員会の職務執行に関する事項

監査等委員には社内の主要な会議への出席及び必要に応じて取締役又は使用人に対して説明等を求める機会を設けております。また、監査等委員会と会計監査人、代表取締役との会合の場を設定し、意見交換等を行うことで意思疎通を図り、監査の実効性を確保しております。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は表示 単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表 (2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	15, 034	流 動 負 債	4, 404
現金及び預金	3, 983	支払手形及び買掛金	1,691
受 取 手 形	567	電 子 記 録 債 務	1,633
売 掛 金	5, 532	未 払 金	426
商品及び製品	1,041	未 払 法 人 税 等	60
仕 掛 品	498	製品保証引当金	99
原材料及び貯蔵品	3, 193	賞 与 引 当 金	215
そ の 他	224	そ の 他	278
貸 倒 引 当 金	$\triangle 6$	固 定 負 債	1, 091
固 定 資 産	7, 357	繰 延 税 金 負 債	533
有 形 固 定 資 産	2, 613	そ の 他	558
建物及び構築物	1, 132		
機械装置及び運搬具	242	負 債 合 計	5, 496
土 地	984	(純資産の部)	
そ の 他	253	株 主 資 本	16, 105
無形固定資産	724	資 本 金	4, 909
ソフトウエア	471	資本 剰 余 金	4, 543
ソフトウエア仮勘定	252	利 益 剰 余 金	7,011
そ の 他	0	自 己 株 式	$\triangle 357$
投資その他の資産	4, 019	その他の包括利益累計額	790
投 資 有 価 証 券	1,681	その他有価証券評価差額金	595
退職給付に係る資産	1,945	退職給付に係る調整累計額	194
そ の 他	393		
貸 倒 引 当 金	$\triangle 0$	純 資 産 合 計	16, 895
資 産 合 計	22, 392	負 債 純 資 産 合 計	22, 392

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

科					Ħ	金	額
売			上		高		17, 086
売		上		原	価		14, 917
売	上		総	利	益		2, 168
販	売 費	及	びー	般 管	理 費		3, 143
営		業		損	失		974
営	業	ļ	外	収	益		
	受	J	取	利	息	0	
	受	取	酉己	当	金	79	
	物	밆	売	却	益	8	
	そ		\mathcal{O}		他	46	133
営	業		外	費	用		
	支	1	払	利	息	0	
	支	払	手	数	料	2	
	為		替	差	損	9	
	投 資	事	業 組	合 運	用損	5	
	そ		\mathcal{O}		他	0	17
経		常		損	失		858
特		別		利	益		
				券 売		453	453
				乡期 純			405
				見及び		196	
	法 丿		锐 等		整額	105	302
当	期		純	損	失		708
親会	社株3	Èに!	帰属す	る当期	純損失		708

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

		株	主資	本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4, 909	4, 543	7, 897	△371	16, 977
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△177		△177
親会社株主に帰属する当期純損失			△708		△708
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		13	14
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	0	△885	13	△871
当 期 末 残 高	4, 909	4, 543	7, 011	△357	16, 105

	その他の包括利益累計額			
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	純資産合計
当 期 首 残 高	1, 046	250	1, 297	18, 274
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△177
親会社株主に帰属する当期純損失				△708
自己株式の取得				$\triangle 0$
自己株式の処分				14
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△450	△56	△507	△507
当期変動額合計	△450	△56	△507	△1, 378
当 期 末 残 高	595	194	790	16, 895

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

- 1. 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社の数 ……2社 連結子会社の名称…… ナカヨ電子サービス株式会社、
 - NYCソリューションズ株式会社
- (2) 非連結子会社の名称 …中與香港有限公司 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額) 及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていない ため連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

- イ) 非連結子会社……中與香港有限公司
- ロ) 関連会社……株式会社エヌティシステム 他1社

持分法を適用していない理由

非連結子会社1社及び関連会社2社については、その当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、連結純損益及び利益剰余金等に対して軽微であり重要性がないため、これらの会社に対する投資については、持分法を適用せず原価法によっております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の事業年度の末日は、すべて連結決算日と同一であります。

- 4. 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

口)棚卸資產

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

- ① 製品、仕掛品……総平均法によっております。
- ② 原材料……移動平均法によっております。
- ③ 貯蔵品……最終仕入原価法によっております。

なお、連結子会社の棚卸資産については、主に最終仕入原価法によっております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

3~38年

機械装置及び運搬具

 $2 \sim 10$ 年

その他(工具及び器具備品) 2~20年

口)無形固定資産

自社利用のソフトウエア……社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

機器組込みソフトウエア……販売可能な見込有効期間 (3年以内)に基づく償却方法 によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ)貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収 不能見込額を計上しております。

口) 製品保証引当金

売上高に対応するサービスに要する費用の支出に備えるため、過去の実績に基づく見積額を計上しております。

ハ) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給対象期間のうち当連結会計年度に負担すべき支給 見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき計上しております。

- ・ 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させ る方法については、給付算定式基準によっております。
- ・数理計算上の差異の処理方法 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結 会計年度から処理しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
 - イ) 通常の国内製品取引

商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転 される時までの期間が短期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

口) 工事契約

契約における取引開始日から完全に義務履行を充足すると見込まれる時点までの期間が ごく短いため、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で 収益を認識しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「ソフトウエア」に含めておりました「ソフトウエア仮勘定」(前連結会計年度132百万円)は、より実態に即した明瞭な表示とするために、当連結会計年度より独立掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

- 1. 固定資産の減損
- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

当社の有形固定資産当社の無形固定資産

2,602百万円 125百万円

(市場販売目的のソフトウエア及びソフトウエア仮勘定を除く)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法に記載のとおり、償却を実施しております。減損の兆候があると認められる場合には、事業計画に基づいて算出した資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能額まで減額して減損損失を計上いたします。将来キャッシュ・フローの見積りの仮定には不確実性が伴うため、当初見込んでいた売上が得られなかった場合等、見積りの前提条件に変更があった場合、減損損失の計上が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

2 市場販売目的のソフトウエア及びソフトウエア仮勘定の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

市場販売目的のソフトウエア

288百万円

市場販売目的のソフトウエア仮勘定 226百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

市場販売目的の無形固定資産であるソフトウエアの償却額は、(連結計算書類の作成のた めの基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価 償却資産の減価償却の方法 (ロ)無形固定資産 機器組込みソフトウエアに記載のとお り、販売可能な見込有効期間(3年以内)に基づく償却方法によっております。市場販売目 的の機器組込みソフトウエアの減価償却方法の決定にあたっては、見込販売収益等による 償却額と販売可能な見込有効期間(3年以内)の償却額を比較し、いずれか大きい額を計上 しております。通信機器関連分野は、ネットワークインフラの技術革新が著しく、IP関連 技術が急速に進展しており、見込販売収益等については、毎期予算等における商品ごとの 販売予測を基に算出しております。実際の見込販売収益等に著しい変化があった場合、翌 連結会計年度の連結計算書類において、ソフトウエア償却費の金額に重要な影響を与える 可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産に係る減価償却累計額

有形固定資産に係る減価償却累計額 7,392百万円

2. 流動負債の「その他」のうち、契約負債の残高 31百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普诵株式

4,794,963株

- 2. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	177	40.00	2022年3月31日	2022年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株種	式の	配当金 の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月2 定時株主総	711/	通株式	利益剰余金	89	20.00	2023年3月31日	2023年6月29日

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、これらは発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を 目的とした先物為替予約取引を行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価 方法等は、次のとおりであります。

① ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建仕入債務等

③ ヘッジ方針

為替相場変動により特定の外貨建債務の額が変動するリスクをヘッジするために、実需の範囲内で為替予約を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引は、振当処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内管理規程に従い、営業債権について、各事業部における管轄部門が主要な取引先の状況を把握し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社についても、当社の社内管理規程に準じた方法にて管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、 格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対して、為替予約を利用してヘッジしており、外貨建ての購入予定額を限度としております。なお、為替相場の状況により、1年先までを限度として、輸入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建債務に対する先物為替予約を行っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、取引権限や限度額等を定めた社内管理規程に基づき、 財務経理部が取引を行い、記帳及び契約先と残高照合等を行っております。月次の取引 実績は、財務経理部所管の執行役員に報告しております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社グループは、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更 新することにより流動性リスクを管理しております。また、当社では、運転資金の効率 的な調達を行うため、主要取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しており、 流動性リスクを回避する体制をとっております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち58%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)。また、「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1, 581	1, 581	-
資産計	1, 581	1, 581	_
デリバティブ取引	_	_	-

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

投資有価証券

その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は483百万円であり、売却益の合計額は453百万円であります。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
	(1) 株式	509	1, 369	859
連結貸借対照表計上額が	(2) 債券	_	-	-
取得原価を超えるもの	(3) その他	-	-	-
	小計	509	1, 369	859
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	257	211	△46
	(2) 債券	_	-	_
	(3) その他	_	1	_
	小計	257	211	△46
合計	-	767	1, 581	813

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの 該当事項はありません。

(注2) 市場価格のない株式等は、「資産(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融 商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	
非上場株式		24

- (注3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資 については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は76百万円であります。
- (注4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3, 982	_	-	_
受取手形	567	_	-	_
売掛金	5, 532	_	-	_
合計	10, 082	_	-	-

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格に

より算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプッ

トを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
その他有価証券						
株式	1, 581	_	_	1, 581		
デリバティブ取引	_	_	_	-		
資産計	1, 581	_	_	1, 581		
デリバティブ取引	_	_	_	_		
負債計	_	_	_	_		

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	報告セグメント	
	通信機器事業	合計
ワイヤードネットワーク機器	10, 581	10, 581
ワイヤレスネットワーク機器	2, 257	2, 257
サービス&サポート	4, 213	4, 213
顧客との契約から生じる収益	17, 052	17, 052
その他の収益	33	33
外部顧客への売上高	17, 086	17, 086

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、(連結計算書類の作成のための基本となる重要な 事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準に記 載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1. 1株当たり純資産額 3,790円70銭
- 159円00銭 2. 1株当たり当期純損失

(重要な後発事象に関する注記)

(完全子会社の吸収合併)

当社は、2022年12月22日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるナカヨ電子サ ービス株式会社を吸収合併することを決議し、2023年4月1日付で合併いたしました。

1. 合併の目的

組織の活性化を図るとともに、製販一体によるシナジー効果を発揮し事業の合理化、市場 での競争力の優位性を高めることによる事業規模の拡大、グループ経営の最適化による経 営体質の強化を目的としております。

2. 合併の趣旨

(1) 合併の日程

合併取締役会決議日2022年12月22日合併契約締結日2023年2月1日合併日(効力発生日)2023年4月1日

(注) 当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併に該当し、ナカョ電子サービス株式会社においては、会社法第784条第1項の規定に基づく略式合併に該当するため、いずれも合併契約承認に関する株主総会は開催いたしません。

(2) 合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、ナカヨ電子サービス株式会社は解散いたしました。

(3) 合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社との吸収合併であるため、本合併による株式及び金銭等の割当てはありません。

(4) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い 該当事項はありません。

3. 吸収合併消滅会社の概要 (2023年3月31日時点)

名称	ナカヨ電子サービス株式会社
所在地	東京都港区港南一丁目7番18号 A-PLACE 品川東7階
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石川 智之
事業内容	当社製品のCTI・IPボタン電話装置等の音声端末機器、交換
ず未r1位	装置を中心に販売、メンテナンス、施工の事業活動を展開。
資本金	100 百万円
純資産	3,041 百万円
総資産	5,739 百万円

4. 合併後の状況

本合併による当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

5. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

(その他の注記)

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表 (2023年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	10, 647	流 動 負 債	3, 195
現金及び預金	1, 383	支 払 手 形	45
受 取 手 形	46	買掛金	679
売 掛 金	4,886	電子記録債務	1,633
製品	418	未 払 金	363
仕 掛 品	498	未 払 費 用	93
原材料及び貯蔵品	3, 192	製品保証引当金	102
前 払 費 用	62	賞 与 引 当 金	170
そ の 他	162	そ の 他	107
貸 倒 引 当 金	$\triangle 5$	固 定 負 債	430
固 定 資 産	6, 672	繰 延 税 金 負 債	430
有 形 固 定 資 産	2, 602		
建物	1, 110	負 債 合 計	3, 625
構築物	19	(純資産の部)	
機械及び装置	242	株 主 資 本	13, 132
工具、器具及び備品	243	資 本 金	4, 909
土 地	984	資 本 剰 余 金	4, 538
建設仮勘定	1	資 本 準 備 金	1,020
そ の 他	0	その他資本剰余金	3, 517
無形固定資産	640	利 益 剰 余 金	4, 042
ソフトウエア	388	利 益 準 備 金	305
ソフトウエア仮勘定	252	その他利益剰余金	3, 737
そ の 他	0	別途積立金	2, 296
投資その他の資産	3, 429	繰越利益剰余金	1, 441
投 資 有 価 証 券	1, 599	自 己 株 式	△357
関係会社株式	133	評 価 ・ 換 算 差 額 等	560
前払年金費用	1,539	その他有価証券評価差額金	560
そ の 他	156	純 資 産 合 計	13, 693
資 産 合 計	17, 319	負 債 純 資 産 合 計	17, 319

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

	科	目		金	額
売	上		高		11, 605
売	上	原	価		11, 382
売	上 総	利	益		223
販	売費及び一	般 管 理	費		1, 760
営	業	損	失		1, 536
営	業外	収	益		
	受 取	利	息	0	
	受 取 配	当	金	203	
	雑 収		入	49	252
営	業外	費	用		
	支 払 手	数	料	2	
	固定資産	廃 棄	損	0	
	為替	差	損	9	
	投資事業組	合 運 用	損	5	
	維 損		失	0	17
経	常	損	失		1, 302
特	別	利	益		
	投資有価証	券 売 却	益	453	453
税	引 前 当 期	純損	失		849
	法人税、住民科	見及び事業	税		6
	法 人 税 等	調整	額		97
当	期純	損	失		953

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

	株主資本									
	資本剰余金				利益剰余金					
			7 0 116 1/2	<i>∀</i> 	41174	その他利	益剰余金	71174	占二	株主
	資本金	(東本) (海) (海)	その他資本剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備 金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計	自己 株式	資本合計
当期首残高	4, 909	1,020	3, 517	4, 538	305	2, 296	2, 572	5, 173	△371	14, 249
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△177	△177		$\triangle 177$
当期純損失							△953	△953		△953
自己株式の取得									$\triangle 0$	$\triangle 0$
自己株式の処分			0	0					13	14
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	_	_	0	0	_	_	△1, 130	△1, 130	13	△1, 116
当 期 末 残 高	4, 909	1,020	3, 517	4, 538	305	2, 296	1, 441	4, 042	△357	13, 132

	評価・換	算差額等	14: 1/2 Tr.
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当 期 首 残 高	1,013	1,013	15, 263
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△177
当期純損失			△953
自己株式の取得			$\triangle 0$
自己株式の処分			14
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△453	△453	△453
当期変動額合計	△453	△453	△1, 570
当 期 末 残 高	560	560	13, 693

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券
 - イ)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
 - ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産

原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

- イ) 製品、仕掛品……総平均法によっております。
- ロ)原材料……移動平均法によっております。
- ハ) 貯蔵品………最終仕入原価法によっております。
- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3~38年

機械及び装置 2~10年

工具、器具及び備品 2~20年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウエア……社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

機器組込みソフトウエア……販売可能な見込有効期間(3年以内)に基づく償却方法によっております。

- (3) 長期前払費用 均等償却をしております。
- 3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能 見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

売上高に対応するサービスに要する費用の支出に備えるため、過去の実績に基づく見積額 を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給対象期間のうち当事業年度に負担すべき支給見積額 を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を下回る場合には、当該差異を退職給付引当金として計上し、上回る場合には当該超過額を前払年金費用として計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる 方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業 年度から処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

通常の国内製品取引

商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が短期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前事業年度において、区分掲記しておりました「車両運搬具」(当事業年度0百万円)は、金額が僅少となったため、当事業年度においては有形固定資産の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

- 1. 固定資産の減損
- (1) 当事業年度の計算書類に計上した額 連結計算書類 (会計上の見積りに関する注記) 1. 固定資産の減損に記載した内容と同 一であります。
- 2. 市場販売目的のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の評価
- (1) 当事業年度の計算書類に計上した額 連結計算書類 (会計上の見積りに関する注記) 2. 市場販売目的のソフトウエア及びソフトウエア仮勘定の評価に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

7,326百万円

2. 偶発債務

下記の子会社の買掛金に対し、債務保証を行っております。

NYCソリューションズ㈱

20百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

950百万円

短期金銭債務

43百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売 上 高 2,875百万円 仕 入 高 等 745百万円 営業取引以外の取引高 147百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式

337,761株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産

賞与引当金	52百万円
製品保証引当金	31百万円
棚卸資産評価損	122百万円
投資有価証券評価損	30百万円
会員権評価損	8百万円
繰越欠損金	396百万円
その他	46百万円
繰延税金資産小計	687百万円
評価性引当額	△588百万円
繰延税金資産合計	98百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	203百万円
前払年金費用	325百万円
繰延税金負債合計	528百万円
繰延税金負債の純額	430百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等 の名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注)2	科目	期末残高 (百万円) (注) 2
子会社	ナカヨ電子 サービス㈱	所有 直接 100%	当社製品の 販売、工事等 役員の兼任	当社製品の 販売等(注)1	2, 875	売掛金	901

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件等については、市場の販売価格、取引先の希望価格、数量見 通し等を考慮した上で決定しております。
 - 2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

3,072円19銭

2. 1株当たり当期純損失

214円01銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結計算書類(重要な後発事象に関する注記)に記載した内容と同一であります。

(その他の注記)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、百万円未満 を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社ナカヨ 取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 学務執行社員

公認会計士 二階堂 博 文

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 渡 部 源 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナカヨの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナカヨ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社ナカヨ 取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 二階堂 博 文業務執行社員 公認会計士 二階堂 博 文

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナカヨの2022年4月1日から2023年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年12月22日開催の取締役会において、会社の完全子会社であるナカョ電子サービス株式会社を吸収合併することを決議し、2023年4月1日付で合併した。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容 並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその 構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、 下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針及び監査計画に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に 出席又は議事録の確認をし、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要 に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況 を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報交換を図る とともに、取締役会、その他重要会議に出席し子会社の事業の状況及び経営管理状況を把握しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

株式会社ナカヨ 監査等委員会

 常勤監査等委員
 政 田 朴 之 印

 監査等委員
 土 屋 和 雄 印

 監査等委員
 加 藤 正 憲 印

(注) 1. 監査等委員 土屋 和雄 及び 加藤 正憲は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社 外取締役であります。

以上

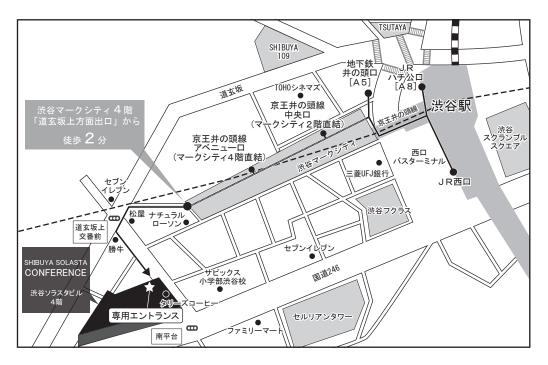
株主総会会場ご案内図

会場 : 東京都渋谷区道玄坂 一丁目21番1号

渋谷ソラスタ 4階

渋谷ソラスタコンファレンス 4A

TEL 03-5784-2604



JR各線「渋谷」駅 西口より徒歩6分 ※渋谷マークシティ出口より徒歩2分 京王井の頭線「神泉」駅 より徒歩4分